

令和5年8月22日

「早朝・夜間の活動時間創出支援事業」の公募に係る質問への回答について

那 覇 市 長
(観 光 課)

回 答 書

業務名	早朝・夜間の活動時間創出支援事業	
	質 問	回 答
①	本補助金のマーケティングや計画書作成などの申請サポートを受けた場合、そのコンサルティング費用は対象経費でしょうか？	募集要領 13 ページ 11 補助事業実施における注意事項 (2) 事業開始について「補助金交付決定前の経費は補助対象外となる」と記載しておりますので、ご質問いただいている申請サポートに係る費用は対象外となります。
②	【本事業のスケジュールについて】 セミナー資料にイメージとして、審査・交付決定後に「補助事業実施」「アドバイザー派遣」「情報発信準備」「体験モニター受入れ」などがありました。あくまでスケジュールのイメージでしょうか？ 本事業実施予定スケジュールに柔軟に設計してよいのか、ある程度枠にはまったスケジュールで実施しなければならないのか、知りたいです。	基本的には柔軟にスケジュールを設計していただいて構いません しかし可能であれば、12 月半ば～2 月半ばにかけてのコンテンツ販売・イベント実施を推奨しております。その期間で実施していただける場合、事務局よりじゃらん net を活用した販売支援も実施いたしますので、可能な範囲で 12 月半ば～2 月半ばでの販売・実施をご検討いただけますと幸いです。
③	【対象経費について】 賃金について、役員報酬は対象でしょうか？また、役員報酬やスタッフの人件費などを含める場合、対象期間の賃金計算方法、提出証拠書類について具体的に知りたいです。	実施主体等の経常的人件費は対象外となります。役員報酬については経常的人件費に該当するものと考えております。 賃金については、説明・留意点に記載のとおり、経常的人件費以外のイベント等の短期・臨時アルバイト雇用などが対象となります。 その場合、時間単価等の算定基準が確認できること、勤務実態を説明でき

		る労務日誌（業務日誌）等を従事者毎に整備する必要があります。
④	<p>【対象経費について】 本補助金の申請書や企画書作成についてのサービス費用は対象経費に含めてもよいのでしょうか。</p>	上記①と同様の回答となります。
⑤	<p>【対象経費について】 本事業にて、プロジェクトにあたり「酒類販売許可」を取得する予定です。酒類免許申請費用について、対象経費になるのでしょうか。</p>	事業実施主体は事業実施に必要な実施体制及び実行能力を備えていることを要件としているため、免許の取得については補助対象外と判断しております。
⑥	<p>決算書や納税証明書の無い初年度目の事業所は、それに代わる書類として何を提出すれば良いのでしょうか？</p>	作成しているのであれば直近の試算表を、作成していなければ設立当初の事業計画を出していただければと思います。
⑦	<p>実施主体等の経常的人件費等は補助対象外とありますが、本事業の遂行のため発生する各種手続き等の業務増加分は役務費の手数料として計上してよろしいのでしょうか？</p>	実施主体等の経常的人件費の範囲と捉え、補助対象外となります。